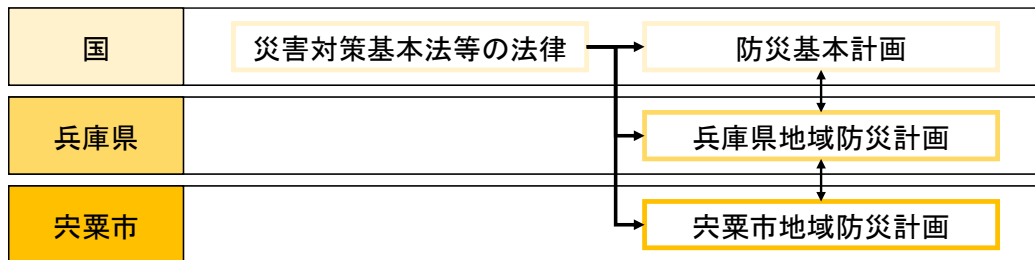


令和6年度 宍粟市地域防災計画 改訂概要

1. 計画の位置づけ

宍粟市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市域の災害対策全般に関し、迅速な災害応急対応を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

本計画の理念に「人の和（わ）で命を守るまちづくり」を掲げ、住民と地域、行政が「自助」「共助」「公助」の3つの力を結集して減災と災害対策に取り組む。本計画は、国の防災基本計画及び兵庫県地域防災計画との整合性を有しつつ、地域の特性を踏まえた計画である。



2. 計画の構成

編		章		編		章	
1	総則	1	計画の前提	5	大規模事故等 応急対策計画	1	基本方針
		2	災害の履歴と今後想定される災害			2	組織と職員配備
2	災害予防計画	1	基本方針			3	情報の収集と伝達
		2	災害対策に関する防災基盤の整備			4	広域応援要請及び派遣
		3	災害応急対策への備え			5	被災者の応急救助
		4	住民参加による防災力の向上			6	交通輸送対策
		5	大規模事故等の災害予防対策			7	ライフライン対策
		6	大規模広域災害時の受入れ対策			8	生活支援対策
3	風水害応急対策計画	1	基本方針			9	雪害対策
4	地震応急対策計画	2	組織と職員配備			10	大規模火災対策
		3	情報の収集と伝達			11	危険物等事故の対策
		4	住民と地域の行動			12	突発重大事案の対策
		5	広域応援要請及び派遣			13	道路災害対策
		6	被災者の応急救助			14	原子力事故対策
		7	廃棄物処理対策	6	災害復旧計画	1	災害復旧事業の実施
		8	交通輸送対策			2	生活支援対策
		9	ライフライン対策			3	復興計画の策定
		10	教育対策				
		11	農林業対策				
		12	二次災害防止対策				
		13	生活支援対策				

3. 改訂のポイント

- 1) 法令、上位計画及び社会情勢等の変遷を踏まえた事項
- 2) 既往災害を踏まえた災害対策事項
 - ・令和6年能登半島地震、令和元年東日本台風、平成30年7月豪雨 等
- 3) 危機管理課による修正箇所精査：7月8日～8月5日
- 4) 庁内関係部署からの意見
 - ・庁内照会の実施期間：10月17日～11月1日
- 5) 組織改編に伴う事項

4. 主な改訂事項

○第1編 総則

本計画の方針と災害の履歴、今後想定される災害等

- 1) 平成30年7月豪雨における市の被害状況を追記 【第2章第2節 総19-21】
- 2) 各河川における浸水想定区域を想定最大規模へ更新 【第2章第3節 総24-25】
- 3) 道路災害の被害想定を追加 【第2章第8節 総45】
- 4) 原子力事故の被害想定を更新 【第2章第8節 総45-48】

○第2編 災害予防計画

災害に備え日ごろから行政や地域、住民が取り組むべき活動

- 1) 水害対策 【第2章第3節 予6】
 - ・決壊した場合に家屋等に被害を与えるおそれのあるため池についてハザードマップの作成等の対策の促進
- 2) 地盤災害の対策等 【第2章第4節 予9】
 - ・土砂災害に関する知識の普及啓発の促進及び防災意識の向上
- 3) 防災訓練 【第3章第2節 予18】
 - ・要配慮者や災害時の男女のニーズの違い、感染症対策等を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施
 - ・訓練による市の防災体制の検証及び充実強化
- 4) 防災拠点の整備 【第3章第5節 予28】
 - ・災害対策本部における水・食料の常備やデータのバックアップ
 - ・コミュニティ防災拠点（公民館等）における機能や設備（避難・滞留空間・緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース・自家発電設備 等）の整備拡充
- 5) 備蓄、調達体制の整備 【第3章第8節 予33-36】
 - ・高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズに配慮した備蓄の推進
 - ・国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用した情報共有の強化
 - ・輸送手段における無人航空機の活用
 - ・避難所における感染症対策のための衛生物資の確保

- 6) 緊急輸送体制の整備 【第3章第9節 予36-39】
- ・緊急通行車両確認標章等の事前交付の受付
 - ・輸送協定を締結した民間事業者等への周知及び普及
- 7) 家屋認定制度の整備 【第3章第11節 予42-43】
- ・被害調査の県内における判定方法の統一化
 - ・被害調査員、調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備
- 8) 廃棄物対策の充実 【第3章第12節 予43-44】
- ・災害廃棄物処理計画（仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等）の策定
- 9) 要配慮者対策への備え 【第3章第13節 予44-50】
- ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備
 - ・避難支援者等関係者の安全確保に向けた取組の推進
 - ・浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に設置されている施設の防災対策の実施
- 10) 避難における事前対策 【第3章第15節 予50-54】
- ・「マイ避難カード」の作成による市民の避難意識の向上
 - ・在宅避難者のための支援拠点の設置等支援方策の検討
 - ・広域避難及び広域一時滞在に対する事前の対策
 - ・車中泊避難者のためのスペースの確保や物資の備蓄等
 - ・感染症に対応した避難所運営
 - ・避難所内のレイアウト図等の利用計画の作成、衛星通信の活用したインターネット機器等の整備の検討
- 11) 水防対策の充実 【第3章第16節 予54】
- ・雨水出水想定区域の指定
 - ・浸水想定区域内に位置している施設の所有者等に対する洪水予報等の伝達方法の策定
 - ・ハザードマップの公表・配布及び避難場所、避難経路の総点検によるハザードマップの修正等の検討
- 12) 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 【第4章第5節 予62-63】
- ・滞在場所等における、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズへの配慮
 - ・「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄等について周知推進
- 13) 雪害の予防対策 【第5章第1節 予64-65】
- ・滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等、車両滞留対策
 - ・集中的な大雪が予測される場合における対応の周知
 - ・地域住民からなる地域コミュニティによる除雪の促進、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策の検討
- 14) 道路災害の予防対策 【第5章第4節 予69-70】
- ・危険物の輸送時における大規模な災害対策として、荷主及び危険物運送事業者へ事前の指導
 - ・雑踏事故の予防対策

15) 原子力事故の予防対策

【第5章第1節 P68-81、第6章第3節 予70-77】

- ・原子力防災に関する知識の普及啓発
- ・関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づく、京都府綾部市からの避難者の受入れ体制の整備

○第3編～第5編 応急対策計画（共通）

災害対策本部や防災関係機関が行うべき応急対策

1) 「避難指示」の一本化

【全編】

- ・避難に関する情報を5段階の「警戒レベル」を用いるとともに、旧災害対策基本法における「避難勧告」「避難指示（緊急）」の位置づけが分かりにくいことから「避難指示」へ一本化し令和3年より運用開始



出典：内閣府「新たな避難情報に関するポスター・チラシ」
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/poster.pdf

2) 避難所の応急対策

【第6章第2節 風 49-56、地 42-49、第5章第2節事 38-44】

- ・感染症対策のための対策（事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置等）の実施
- ・男女双方の視点への配慮を踏まえた対策（女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮等、避難所を開設する際に女性の参画を推進）の実施
- ・避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置
- ・要配慮者への配慮のため、福祉避難所をはじめとした多様な避難所の確保、相談窓口の設置、ニーズ調査等の実施
- ・避難所以外の場所に滞在する被災者に対する生活環境の確保
- ・広域避難・広域一時滞在への対策（他自治体へ協議を実施、避難所を提供）の実施

- 3) 要配慮者支援 【第6章第3節 風 56-57、地 50-51、第5章第3節 事 45-46】
- ・専門家による支援チームの設置等による中長期の支援体制の構築
 - ・外国人市民、訪日外国人等の被災情報の把握、外国語による情報提供・相談の実施
 - ・社会福祉施設の被害状況調査、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関する相談窓口の設置
 - ・災害障がい者（災害で障がいを負った方）の把握、こころのケア等の支援、情報の提供や総合的な相談の実施
 - ・災害遺児（災害で親（保護者）を亡くした子ども）の把握、保護やこころのケア等の支援、保護者に対する情報提供・相談・こころのケアの実施
- 4) 食料・生活必需品の供給対策 【第6章第7節 風 62-64、地 56-58、第5章第7節 事 51-53】
- ・地域内輸送拠点の確保のため、地域内輸送拠点の開設及び周知徹底
- 5) 健康対策 【第6章第11節 風 70-71、地 64、第5章第11節 事 59】
- ・巡回健康相談等による良好な生活環境を確保、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防
 - ・避難所解消後においても、巡回栄養相談による被災者の栄養バランス適正化の支援
- 6) 廃棄物処理対策 【第7章 風 74-75、地 67-68】
- ・県及び他自治体の応援が困難な際に（公財）ひょうご環境創造協会等の活用。
- 7) 水道対策 【第9章第3節 風 81-82、地 73-74】
- ・災害発生直後における水道の施設ごとの被害状況を把握
 - ・応急復旧の実施に必要な人員等の広域的な支援の要請
- 8) 教育対策 【第10章 風 84-85、地 76-77】
- ・災害救助法に基づく学用品を調達及び配分
 - ・被災児童生徒への心のケアや教職員の心のケアの実施
- 9) 被災者の支援制度 【第13章第3節 風 97-100、地 89-92、第8章第3節 事 75-78】
- ・災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の整備等
 - ・被災者台帳等を活用した支援、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備

○第3編 風水害応急対策計画

風水害における災害対策本部や防災関係機関が行うべき応急対策

- 1) 災害が発生するおそれのある異常現象発生時の通報 【第3章第4節 風 25】
 - ・ 異常現象（洪水等）を発見した際の対策

○第4編 地震応急対策計画

地震における災害対策本部や防災関係機関が行うべき応急対策

- 1) 南海トラフ地震の対策 【第2章第1節 P 3-9】
 - ・ 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合の後発地震に対する措置

発表条件

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

キーワード	調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合
		■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合
		■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○第5編 大規模事故等応急対策計画

大規模事故等における災害対策本部や防災関係機関が行うべき応急対策

- 1) 道路災害対策の追加 【第13章 事 91】
 - ・ 雑踏事故発生時又は発生するおそれのある場合の関係機関における情報連携及び対処の実施
- 2) 原子力事故対策 【第14章 事 90-109】
 - ・ 注意事項（自宅やコンクリート施設等の建物への避難、感染症対策等）を踏まえた屋内退避の実施、住民が避難・一時移転することとなった場合の避難退域時検査の実施及び結果に応じた除染等、防護対策の実施
 - ・ 住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置
 - ・ 県外からの避難者の受入れに際して、避難所の開設や運営を実施
 - ・ 県や国、専門家との連携による応急対策にあたった職員、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする心身の健康調査・健康相談の実施